

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市準備委員会

第 1 回輸送・交通専門委員会



日時：令和6年8月22日（木）14:00～15:00

会場：小林中央公民館研修室

つと 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

第 1 回 輸送・交通専門委員会 会次第

日時：令和 6 年 8 月 22 日（木）14：00～15：00

会場：小林中央公民館研修室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨拶（準備委員会事務局：国スポ・障スポ推進室長）

4 委員及び事務局職員紹介

5 報告事項

- 報告第 1 号 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会の
概要について…………… P 2
- 報告第 2 号 大会の開催に向けたスケジュールについて…………… P 5
- 報告第 3 号 開催基本方針について…………… P 6
- 報告第 4 号 専門委員会規程について…………… P 8

6 議 事

- 議案第 1 号 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
小林市輸送交通基本計画（案）について…………… P12
- 議案第 2 号 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
小林市警備・消防防災基本計画（案）について…………… P14

7 その他

- 輸送・交通専門員会スケジュール…………… P18
- 輸送・交通専門員会業務一覧…………… P19

8 閉 会

【参考資料】

- 準備委員会会則…………… P20
- 準備委員会委員名簿…………… P25
- 会場地市町村選定状況一覧…………… P28

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
輸送・交通専門委員会委員名簿

【委員長】 1名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市関係	小林市総務部危機管理課	課長	緒方 宏則

【副委員長】 2名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国・県関係	小林土木事務所	道路課長	松枝 弘喜
県関係	小林警察署	交通課長	高妻 一樹

【委員】 5名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
通信・運輸関係	宮崎交通株式会社小林営業所	副所長	平川 由紀
	宮崎県タクシー協会小林支部	三和交通(株) 取締役	赤崎 望
警備・消防関係	小林地区交通安全協会	事務局長	川畑 久枝
警備・消防関係	西諸広域行政事務組合消防本部	中央消防署署長	上杉 恒雄
市関係	小林市経済建設部建設課	課長	柿木 博敬

【事務局職員】 5名

所 属	役 職 名	氏 名
小林市教育委員会 国スポ・障スポ推進室 (小林市準備委員会事務局)	室長	古沢 博文
	主幹	楠元 いず美
	主任主事	森本 潤葵
	主事	山下 幹太
	主事補	高佐 隆平

報告第1号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及しスポーツの精神を高揚して、国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催されている国内最大の国民スポーツ祭典です。

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催されている障がい者スポーツの全国的な祭典です。

※国民体育大会は、令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となります。

2 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年 令和9年（2027年）

大会名称 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

愛称 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

スローガン つむ 紡ぐ感動 神話となれ

マスコット みやざき犬



つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ



3 主 催

国民スポーツ大会

大 会 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各競技会 日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

全国障害者スポーツ大会

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
市町村、その他の関係団体

4 大会の開催時期等

国民スポーツ大会（開催基準要項）

開催時期：令和9年9月26日～10月6日

全国障害者スポーツ大会（開催基準要綱）

開催時期：原則として国スポの直後 開催期間：3日間

※全国障害者スポーツ大会は令和6年8月に決定予定

5 実施予定競技（宮崎県）

＜国民スポーツ大会＞

正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

特別競技（1 競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

公開競技（7 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

デモンストレーションスポーツ

県内に居住している者を対象として実施する競技（※大会ごとに種目を決定）

例：ラジオ体操、少林寺拳法、ウォーキング、サーフィン等

報告第1号

＜全国障害者スポーツ大会＞

正式競技（14 競技）

個人競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、
ボッチャ

団体競技

バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフト
ボール、フットソフトボール、バレーボール、サッカー

※令和4年4月から、フットベースボールはフットソフトボールに名称変更

オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技

（※大会ごとに種目を決定）

ふうせんバレーボール、卓球バレー、パラトライアスロン等

6 実施競技（小林市）

（1）実施競技

【小林市実施競技】

					
バレーボール （6人制）	体操 （トランポリン）	ウエイト リフティング	カヌー （スプリント）	バレーボール 【精神障害】	ソフト バレーボール 【デモスポ】
【少年女子】	【全種別】	【全種別】	【全種別】		

（2）開催場所

健幸のまちづくり拠点施設（仮称）	バレーボール（6人制）【少年女子】 体操（トランポリン）【全種別】 バレーボール【精神障害】 ソフトバレーボール【デモスポ】
小林市文化会館	ウエイトリフティング【全種別】
（仮称）小野湖特設カヌー競技場	カヌー（スプリント）【全種別】

報告第2号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	小林市準備(実行)委員会	小林市
平成27年度 (2015年) 【12年前】	開催要望書提出(県) ↓ 開催内々定		
平成30年度 (2018年) 【9年前】	会場地市町村選定 ↓ 中央競技団体正規視察		
令和元年度 (2019年) 【8年前】			
令和2年度 (2020年) 【7年前】			
令和3年度 (2021年) 【6年前】			
令和4年度 (2022年) 【5年前】	開催内定	設立発起人会 ↓	
令和5年度 (2023年) 【4年前】		準備委員会設立・第1回総会(準備委員会事務局)	
令和6年度 (2024年) 【3年前】	会場地総合視察(日スポ協・文科省) ↓ 開催決定	常任委員会開催 ↓ 専門委員会開催 ↓ 総会・各委員会 随時開催 ↓ 実行委員会発足(実行委員会事務局)	国スポ・障スポ推進室設置(R6.4.1) ↓ 庁内推進本部設置
令和7年度 (2025年) 【2年前】		総会・各委員会 随時開催	実施本部設置
令和8年度 (2026年) 【1年前】		国スポリハーサル大会開催・中央競技団体第2次視察	
令和9年度 (2027年) 【開催年】	デモンストラションスポーツ大会開催(ソフトバレーボール) ↓ 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催 ↓ 実行委員会解散		

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

小林市開催基本方針

1 基本方針

本市は、高校の競技力が全国レベルにある強みを生かし、小中高連携による競技力向上の取組や各種大会の開催、合宿の誘致を積極的に行い「スポーツのまち小林」を広くPRする施策を進めております。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下、「両大会」という。）の開催により、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに大きく寄与するとともに、本市が目指す「健幸のまちづくり」に貢献します。

また、両大会は、本市の多彩な魅力を発信する絶好の機会であり、本市の都市像である「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ小林市」の実現に向けて、市民・関係団体・企業・行政などが相互に連携を深め、小林の総力を結集する大会を目指します。

2 実施目標

（１） 地域スポーツの活性化と健幸のまちづくり実現に向けた大会

大会開催を契機とし、地域における健康増進や生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図り、また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持ち、「健幸のまちづくり」を具現化できる大会を目指します。

（２） オール小林でつくり・はぐくみ・自ら参加する大会

市民が、大会に「参加（する）」、「応援（みる）」、「絆（ささえる）」など、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、様々な関わりを持つことで、開催機運を盛り上げる市民総参加型の大会を目指します。

（３） スポーツのまちとして更なる飛躍につなげる大会

大会を契機として、全国・九州規模の大会や、プロ・実業団・大学といったトップアスリートの合宿誘致を推進するとともに、市民のスポーツや生きがいづくりに対する意欲や関心を高め、「スポーツのまち」として更なる飛躍につなげる大会を目指します。

（４） 小林市の魅力を発信する大会

本市は、雄大な霧島連山や清らかな湧水などに恵まれた自然環境、日本一の宮崎牛をはじめとする農畜産物、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれたまちであり、このような多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

国スポ・障スポ オール小林 推進体制

小林市開催基本方針

地域スポーツの活性化と
健幸のまちづくり
実現に向けた大会

スポーツのまちとして
更なる飛躍に
つなげる大会



オール小林で
つくり・はぐくみ・
自ら参加する大会

小林市の魅力を
発信する大会

目標達成のために準備委員会を組織

総会

付託・委任

決定・報告

常任委員会

付託・委任

決定・報告

専門委員会

総務・企画

- 総務・企画
- 財務
- 広報

競技・式典

- 競技式典会場
- 競技・運営
- 競技用具
- 式典

魅力発信 おもてなし

- 魅力発信
- おもてなし

宿泊・衛生

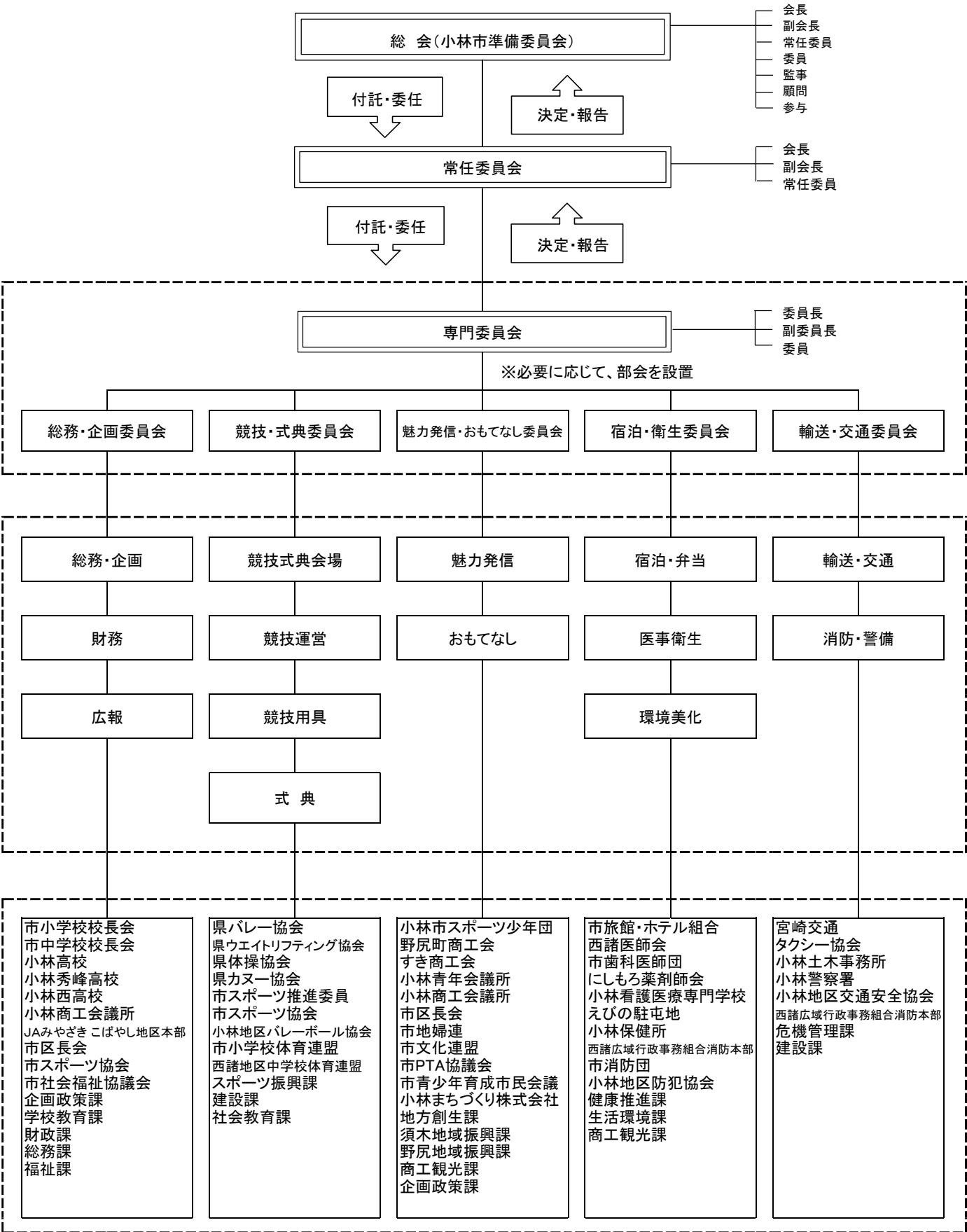
- 宿泊・弁当
- 医事衛生
- 環境美化

輸送・交通

- 輸送・交通
- 消防・警備

オール小林の体制で
大会の成功とスポーツを通じた地域活性化へ！

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会組織図



報告第4号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備 委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会則第13条第3項の規程に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、専門委員会委員のうちから、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会会長（以下「会長」という。）が定める。

3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開会し議決することはできない。ただし、委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席し、代理権を行使することができる。

報告第4号

- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 前3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により、専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第5条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
- 4 前条の規定は、部会について準用する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、各専門委員会委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月20日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、専門委員会の最初の会議は、会長が招集する。

報告第4号

別表（第2条関係）

専門委員会名称	付託事項	委任事項
総務・企画専門委員会	1 総務・企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典専門委員会	1 競技・式典会場に関すること。 2 競技運営に関すること。 3 競技用具に関すること。 4 式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
魅力発信・おもてなし専門委員会	1 魅力発信に関すること。 2 おもてなしに関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊・弁当に関すること。 2 医療衛生に関すること。 3 環境美化に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送・交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

議案第 1 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 小林市輸送交通基本計画（案）

1 目的

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「小林市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と連携を図りながら、安全かつ確実に実施することを目的とする。

2 内容

（1）輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

ウ 競技共催地市町間の輸送

他市町と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

（2）交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の適切な対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用については、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるように必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため、大会参加者及び一般観覧者に対し公共交通機関の積極的な利用を促すとともに、市民に対しても渋滞の原因となる違法駐車防止、自家用車の利用自粛協力等の啓発に努める。

議案第 2 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 小林市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における警備・消防防災対策については、競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、「小林市開催推進総合計画」に基づき、消防、警察その他関係機関等と連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 内容

（1）警備対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。

イ 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

（2）消防防災対策

ア 競技会場等の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急救助に関する諸対策を講じる。

イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

（3）大規模災害・突発重大事案対策

競技会場等での大規模災害及び突発事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

（4）関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関等との緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

参考資料（議案第 1 号・ 2 号）

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

小林市開催推進総合計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の成功に向け、市民・関係団体・企業・行政が支え合い、小林の総力を結集し、オール小林で、来訪者を心のこもったおもてなしでお迎えし、本市の魅力あふれる大会を目指し、小林市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のものとせず、大会前、大会中、そして大会後を見据え、本市の都市像である「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ小林市」の実現につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

関係機関等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、効果的な広報活動を展開するとともに、参加した選手をはじめ、両大会に関わった人々を通じて、小林市の自然や産業、文化などの多彩な魅力を全国に向けて発信する。

参考資料（議案第1号・2号）

（4）市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する気運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会終了後も地域活性化の推進につなげる。

（5）観光・接伴

全国から訪れる選手、監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然、食など本市の多彩な魅力を広く紹介し、また訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

関係機関等と緊密に連携し、円滑で効率的な運営を行うものとする。

（7）式典

関係機関等と十分に協議し、創意工夫を凝らし、本市の特色を生かした温かみのある式典とする。

（8）施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、両大会開催後の利活用にも配慮した整備に努める。

参考資料（議案第1号・2号）

（9）宿泊

選手、監督をはじめ大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等の関係機関等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入れ体制の確立を図る。

（10）医事・衛生

両大会に関わるすべての方々が、清潔かつ快適な環境のもとで、十分な活躍と観覧ができるよう、関係機関等の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

（11）輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関等との連携により、安心・安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

（12）消防・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防・警備体制の確立を図る。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
 小林市準備（実行）委員会
 輸送・交通専門委員会スケジュール

年度	準備（実行）委員会内容	備考
令和 6 年度 (開催 3 年前)	○第 1 回常任委員会 (5/20) ○専門委員会審議内容 ・輸送、交通基本計画（案）の審議 ・消防防災、警備基本計画（案）の審議 ○第 2 回準備委員会常任委員会 (10 月) ○第 2 回準備委員会総会 (11 月) ○第 1 回実行委員会総会 (11 月) ○第 1 回実行委員会常任委員会 (2 月)	第 2 回総会にて実行委員会に改組
令和 7 年度 (開催 2 年前)	○第 2 回常任委員会 (未定) ○専門委員会審議内容 ・輸送、交通業務実施要項（案）の審議 ・リハ大会輸送計画（案）の審議 ・消防防災・警備業務実施要項（案）の審議 ・リハ大会消防防災・警備計画（案）の審議 ○第 2 回実行委員会総会	
令和 8 年度 (開催 1 年前)	○第 3 回常任委員会 (未定) ○専門委員会審議内容 ・輸送計画（案）の審議 ・車両誘導計画（案）の審議 ・消防防災・警備計画（案）の審議 ○第 3 回実行委員会総会	・リハ大会輸送実施 ・リハ大会消防防災・警備本部設置
令和 9 年度 (開催年)		・輸送交通本部設置 ・消防防災・警備本部設置

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会
輸送・交通専門委員会業務一覧

(1) 輸送・交通関係

No.	事項	内容
1	輸送計画	①輸送計画の策定 ②県準備（実行）委員会及び輸送機関との連絡調整
2	大会参加者等輸送	①大会参加者等の輸送 ②輸送交通の案内
3	配車・車両借上げ	①配車計画の策定 ②県準備（実行）委員会及び輸送機関との連絡調整 ③車両の借上げ、幹旋及び配車
4	輸送サービス	①輸送関係機関従事者説明会の開催
5	輸送車両駐車場管理	①駐車場の管理及び運営 ②駐車ステッカーの作成及び配布
6	交通計画・交通規制	①交通計画の策定 ②交通案内図の作成及び配布 ③交通案内標識等の設置 ④交通整理の実施 ⑤県準備（実行）委員会が行う大会旗・炬火リレーの交通整理への協力
7	その他	①輸送・交通関係に関すること

(2) 消防・警備関係

No.	事項	内容
1	消防防災	①消防防災計画の策定 ②消防防災の実施
2	警備	①警備計画の策定 ②競技会場等における警備の実施 ③警備上必要な資材の整備
3	その他	①消防・警備関係に関すること

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 小林市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、小林市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 小林市を代表する者
- (2) 小林市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員

(4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、小林市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会の委員は、市議会、競技団体、経済団体等をもって構成する。

- 2 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

- 10 常任委員会は、第8項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、小林市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年7月26日から施行する。

**第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
令和6年度 小林市準備委員会委員・役員名簿**

【会長】 1名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	市長	宮原 義久

【副会長】 4名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	議長	吉藤 洋子
スポーツ関係	小林市スポーツ協会	会長	安田 昭一
市関係	小林市	副市長	鶴水 義広
	小林市教育委員会	教育長	大山 和彦

【常任委員】 28名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会関係	小林市議会	副議長	鎌田 豊数
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	理事長	中馬 義郎
	宮崎県ウエイトリフティング協会	会長	福島 博明
	宮崎県体操協会	会長	海老原 郷士
	宮崎県カヌー協会	会長	中馬 光久
スポーツ関係	小林市スポーツ推進委員協議会	会長	山之内 茂文
学校関係	小林市小学校長会	会長	吉井 秀一
	小林市中学校長会	会長	肝付 正籍
	宮崎県立学校長協会西諸県地区	理事	黒木 篤
産業・経済関係	小林商工会議所	会頭	税所 篤朗
	宮崎県農業協同組合 こばやし地区本部	常務理事	瀬崎 博志
通信・運輸関係	宮崎交通株式会社小林営業所	所長	頼本 健一郎
宿泊・観光関係	小林市旅館・ホテル組合	組合長	湯田 近三
	小林まちづくり株式会社	統括部長	木村 洋文
医療・福祉関係	一般社団法人西諸医師会	会長	内村 大介
	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志
	小林市障害者福祉連絡協議会	会長	吉田 耕二
社会団体関係	小林市区長会	会長	橋ノ口 孝一
県関係	小林警察署	署長	中武 泰博
警備・消防関係	西諸広域行政事務組合消防本部	消防長	鬼川 雄治
市関係	小林市総務部	部長	安楽 究
	小林市総合政策部	部長	牧田 純子
	小林市経済建設部	部長	高野 憲一
	小林市市民生活部	部長	鷗野 裕一
	小林市健康福祉部	部長	富満 聖子
	小林市教育部	部長	松元 公孝
	小林市須木総合支所	支所長	藤崎 浩一
	小林市野尻総合支所	支所長	一色 俊一郎

【監事】 2名

区 分	機関・団体名	役 職 名	氏 名
市関係	小林市	会計管理者	山口 恭史
	小林市	監査委員事務局長	園田 恵津子

【委員】36名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国・県関係	陸上自衛隊えびの駐屯地	司令	大江 良治
	宮崎県小林保健所	所長	和田 陽市
	小林土木事務所	所長	戸田 正人
	西諸県農林振興局	局長	林田 宏昭
スポーツ関係	小林地区バレーボール協会	会長	相星 正人
	宮崎県体操協会	理事	米原 雄一郎
	小林市小学校体育連盟	会長	大木場 俊弘
	西諸地区中学校体育連盟	副会長	田中 美津枝
	小林市スポーツ少年団	本部長	山川 和彦
産業・経済関係	小林地区建設業協会	会長	河野 与一
	野尻町商工会	会長	淵上 鉄一
	すき商工会	会長	平川 春義
	一般社団法人 小林青年会議所	理事長	内田 遼
医療・福祉関係	小林市友愛クラブ連合会	保健体育部長	加藤 宣夫
	小林市あかつき福祉協会	会長	早田 孝信
	西諸地域精神保健福祉協議会	会長	出井 知博
	小林市知的障害者育成会	代表	小田 恭子
	小林市歯科医師団	団長	小城 研二
	一般社団法人にしもろ薬剤師会	会長	平嶺 秀一
警備・消防関係	小林市消防団	団長	芝原 靖彦
	小林地区交通安全協会	会長	内 一幸
	小林地区防犯協会	事務局長	小原 一水
通信・運輸関係	日本郵便株式会社小林郵便局	局長	岡本 光史
	西日本電信電話株式会社宮崎支店	支店長	横奥 宏明
	宮崎県タクシー協会小林支部	支部長	後口 昌賢
	グリーンシティこばやし株式会社	代表取締役	前田 喜輝
	九州電力株式会社都城営業所	所長	横山 隆
学校関係	小林西高等学校	校長	竹元 和寛
	小林看護医療専門学校	副校長	深見 信子
	宮崎県立小林高等学校	校長	黒木 篤
	宮崎県立小林秀峰高等学校	校長	岩切 正義
	宮崎県立小林こすもす支援学校	校長	森永 英津子
社会団体	小林市地域婦人連絡協議会	会長	上原 裕子
	小林市文化連盟	会長	園村 正晴
	小林市PTA協議会	会長	吉藤 勇生
	小林市青少年育成市民会議	事務局長	久保田 恭史

【顧問】12名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
国会議員	衆議院	議員	古川 禎久
	参議院	議員	長峯 誠
	参議院	議員	松下 新平
県議会議員	宮崎県議会	議員	丸山 裕次郎
	宮崎県議会	議員	下沖 篤史

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
市議会議員	小林市議会総務文教委員会	委員長	押領司 剛
	小林市議会市民厚生委員会	委員長	有木 将吾
	小林市議会経済産業委員会	委員長	舞田 重治
教委関係	小林市教育委員会	教育長職務代理者	大部 蘭 智子
	小林市教育委員会	教育委員	廣崎 真美
	小林市教育委員会	教育委員	永井 良雄
	小林市教育委員会	教育委員	園田 貞哉

【参与】8名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
報道関係	宮崎日日新聞社小林支局	支局長	成田 和実
	南日本新聞社都城支局	総局長	深野 修司
	読売新聞宮崎支局都城通信部	記者	木村 歩
	毎日新聞社宮崎支局	記者	下 蘭 和仁
	時事通信社宮崎支局	支局長	前田 憲之
	NHK宮崎放送局	記者	福島 雅博
	MRT報道部	記者	淵 雅顕
	テレビ宮崎	主任	又川 岳人

